

第1部 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

I 健全化判断比率の概要

県内市町村の平成22年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおり。

1 実質赤字比率

[早期健全化基準11.25～15%、財政再生基準20%]

- ・赤字団体なし。

2 連結実質赤字比率

[早期健全化基準16.25～20%、財政再生基準40%（3年間の経過措置があり、平成21年度と平成22年度は40%、平成23年度は35%、それ以降は30%となる。）]

- ・赤字団体なし。

3 実質公債費比率

[早期健全化基準25%、財政再生基準35%]

- ・早期健全化基準以上の団体なし。
- ・地方債許可団体となる18%以上の団体なし。（前年度2団体）

4 将来負担比率

[早期健全化基準 指定都市400%、指定都市以外の市町村350%]

- ・早期健全化基準以上の団体なし。